本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。 そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 14 年度 第 5 回総合規制改革会議 議事概要

- 1. 日時: 平成14年7月11日(木)09:00~10:40
- 2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
- 3. 出席者:
 - (委員) 宮内義彦議長、生田正治、奥谷禮子、神田秀樹、佐々木かをり、鈴木 良男、清家篤、高原慶一朗、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員
 - (政府) 石原規制改革担当大臣、熊代内閣府副大臣
 - (事務局)[内閣府]坂政策統括官、岡本審議官、中城審議官、竹内審議官、 磯部審議官、宮川事務室長、長屋事務室次長
- 4. 議事次第
 - (1)中間とりまとめ素案審議
 - (2) その他

5. 議事

○宮内議長 おはようございます。それでは、定刻でございますので「総合規制改革会議」本年度 第5回目の会議を始めさせていただきます。今日は早い時間でございますけれども、石原大臣に 御出席いただいております。

また、熊代副大臣も、副大臣会議のために少し遅れられますが、御出席されるということです。 本日は、飯田、村山両委員が御欠席でございますが、その他の方、ちょっと遅れられている方が おられますが、皆さん出席でございます。

それでは、最後の追い込みに入りまして「中間とりまとめ(案)」の中間報告というか最終報告の内部の会議でございますけれども、審議に先立ちまして、大臣から御発言をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石原大臣 前回会合において、たしか八代委員、高原委員、鈴木委員から挙がっておりました 内閣官房にできます構造改革特区の推進室でございますが、これの民間出向者の要望の件につ きましては、官房長官の方に伝えさせていただきました。その後、もう御承知のことだと思いますけ れども、官房長官の方から、民間出向者及び地方公共団体からの出向者受け入れについて、前 向きに御検討いただいて、7月5日の記者会見の場においても、同趣旨の御発言がございました。

これを受けまして、現在、こちらにおりました中條さんが推進室長から関係方面、経団連等々に 当たらせていただいております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございました。当会議の委員の皆様方の御要望が実現しつつあるということでございます。ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

本日は御審議いただく案文は、各ワーキング・グループごとに第1章から第五章までという形で

「中間とりまとめ(案)」「資料1」という中に入っております。各章ごとに主査から御説明をいただきまして質疑応答を行うと。そういう形で進めたいと思います。なお、各ワーキング・グループでは、関係省庁との折衝に集中的に取り組まれまして、本日提出されました案文でまとまりつつあるというところでございますが、まだ、折衝中のところもございます。最終的に折り合わなかった事項については、省庁の意見を付した上で、当会議の考え方を明らかにすることと、こういう形になろうかと思いますが、本日は最終案文の一歩手前段階という形でお聞きいただければと思います。

なお、素案の関係記事が幾つかの新聞に出ておりました。仕上げの時期にありますので、資料の取り扱いにつきましては、くれぐれも御注意いただくようにお願いいたします。本日の資料はお持ち帰りいただくことになっておりますが、対外的には公表しないし、非公表ということでございます。

それでは、今日はワーキング・グループごとに大体 15 分という目途を付けさせていただいておりまして、主査からの御説明でその半分くらい、7、8分、残りの7、8分を質疑応答という形で行かしていただきたいと思います。なお、折衝中の箇所につきましては、その旨言及していただければ結構かと思います。

それでは、第1章でございます「新しい事業の創出」。このワーキング・グループの神田主査から 御説明をお願いいたします。

○神田委員 第1章担当の主査をしております神田でございます。よろしくお願いいたします。 時間の関係もございますので、ごく簡単にお話をさせていただきたいと思います。

お手元の第1章をごらんいただきますと、現在、こういう状況にありますけれども、その元にありましたものは、去る7月4日に各省庁に打ち出しを行いまして、それ以来、各省と調整及び折衝を重ねています。私どものワーキング・グループといたしましては、今回は調整をするという方針で臨んでおりますので、非常に時間がかかっております。それで各省庁とはライン・バイ・ライン、ワード・バイ・ワードで、一字一句を含めて調整をしておりますので、実はお手元の文章のうちのほとんどの部分がまだ調整中です。

ただ、それは文章として調整中という意味でありまして、内容についてはほとんどのところに合意ができております。2、3を除いて合意に至っております。したがいまして、最終的にはすべての部分については各省庁との折衝を終えて合意に至る。つまり、各省の意見を別に書くということはない予定で今やっております。

そういうような状況でありますので、前回お示しいたしました案文からは、文章の上では多少後退しているということは否めないと思いますけれども、私といたしましては、内容については、ほとんど後退していないと理解しておりまして、これは書き方の問題であり、そういうこともありまして、今回は私どもの新規事業ワーキング・グループ、すなわち第1章といたしましては、各省とすべて合意する予定でやっております。かなり時間が掛かっておりまして、事務局の方にも相当御負担をおかけしておりますけれども、何とかこれで今回はやってみたいということで、ほぼ最終段階になっております。

時間の関係がございますので、むしろポイントについて今日はお話をさせていただきたいと思います。

まず、総論部分につきましては、ポイントは税制についても書くということでありまして、現在の文章は2ページ目の上から3行から下になっております。これも最初は財務省の方からは全部削除ということで来まして、ここまで財務省と話し合いまして、現在来ております。大体こういう感じで書けると思います。

それから、各論ですけれども、「1. 資金供給に関する規制改革」につきましては、かなりもう合意している部分が多いですけれども、むしろポイントを申し上げますと、2ページの下の「私募ルールの見直し」という、これまでそういうことは一切行われてきませんでしたので、新しいところであります。

4ページにいきまして、「C 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化【平成 15 年度中に検討開始】」というのがあります。これも非常に大きな話でして、こういうことの検討が始まるというのは相当大きな意味があると思います。しかし、この点につきましても、検討開始ということで合意できる状況にあります。

6ページへ飛んでいただきまして、全体を見ませんけれども、商法の特例としてBの「(A)新事業 創出促進法の改正」ということで、この新事業創出促進法の適用を受けたものにつきまして、最低 資本金制度の緩和、検査役調査等を免除するといったような特例措置を盛り込むという方向でほ ぼ合意ができています。

次、7ページにいきまして、(2)の「A 証券取引上の強制公開買付規制(3分の1ルール)の見直し」につきましても、担当省庁と合意に至っております。これも今までおよそ手がつかなかったことですので、新しいことかと思います。

なお、7ページには全体が「P」という、文章をお示しできないという状況にある項目が2つございます。2つ目の政府調達制度の見直しにつきましては、昨年もぎりぎりまで「P」でございましたけれども、まだ、現状文章がお示しできるような状況にはなっておりませんけれども、近々確定するということで期待しております。

最後に人材教育関係、人の面ですけれども、7ページ下からですが、8ページの真ん中辺り、 (1)の「A 労働者派遣及び有期労働計画の拡大」、これも大きなテーマであります。ほぼこれで 固まっております。

9ページに行かせていただきまして、(2)のA、Bくらいですが「労働基準法の抜本的改正」その下の「裁量労働制度の拡大」、この辺りにつきましては、昨年の秋以降と言いますか、あるいは3か年計画と言っていいかと思いますけれども、それよりも一歩進めた形になっております。

10 ページ、教育の方ですけれども、「産学連携の促進」につきましては、「(A)国立大学教員の 流動性の向上」ということで、任期制の積極的導入ということで、まだ「てにをは」は完全には調整が 済んでおりませんけれども、内容については、こういう方向で決まると思います。

12ページ、教育分野では前回、本会議でヒアリングをやっていただきまして、もめた点の1つでございます私立学校審議会の見直しですけれども、12ページのど真ん中であります。現在、こういう文章で、現在の私立学校法は私学関係者以外の民間有識者等の私立学校審議会の構成員は4分の1以上にしてはならないと法律でそういう規制をしているわけですけれども、まだ文章は完全に

折り合っておりません。しかし、大体こういう形で何とかなると思っております。

12ページの一番下インターナショナル・スクールですけれども、13ページの最後の4行ですけれども、「大学入学資格検定を受験しなくても、高等学校卒業した者と同等以上の学力があると認められるようにする」ということ。それから、高校受験についても、まだ文章は完全に折り合っておりませんけれども、そこに書きましたような形で明記することができるという状況に大体なっております。簡単ですが、以上です。

- ○宮内議長 ありがとうございました。それでは、御意見、御質問等ございましたらどうぞ。
- ○八代委員 私もメンバーなんですが、余り出席できず申し訳ございません。一番最後に御指摘いただいたインターナショナル・スクールの入学試験検定の話なんですが、ここはやはり何が問題かというのをもう少し読者にわかるように変える必要があるんじゃないか。これは説明を付けるわけでこうしろというわけじゃないんですが、つまり、なぜ大学に入る方がやさしくて、高校に入る方が難しいかということが実はこの背後にあるわけでありますが、一般の読者が読むと、ぱっと読み過ごしてしまう点なんですが、それがより重要であって、常識であれば逆であるはずです。それはやはり中学校が義務教育だからそう簡単にインターナショナル・スクールを出た人が義務教育を受けた者と同等とみなすことはできないという文部省のメンツの問題があるわけで、これは非常にばかげたことであるということが読んだ人にわかるように、非難はせずに実態を書く。義務教育であるがゆえにとか、そういう説明を付けることは別に向こうとしては事実ですから、拒否できないと思いますので、なるべくそういう形で、読者が何が争点かわかりやすくするということが大事ではないかと思います。気がつきませんでして、今までコメントが遅れました。
- ○宮内議長 何かコメントございますか。
- ○神田委員 御指摘のとおりだと思いますので、それを書く方向で検討させていただきたいと思います。
- ○森委員 小さなことかもしれませんけれども、一条学校に準じた取り扱いということですが、例えば、学割や何かが受けられないんですね。こういうものも受けられる等とか、少し具体的に、今、差別化されているところを直すようにしたらどうでしょうか。
- ○宮内議長 よろしゅうございますでしょうか。もしあとで気がつけば、最後のところで全体の御意見、忘れていたもの等ございましたら御発言いただいても結構でございます。 それでは次にまいらせていただきます。第4章に移らせていただきます。事後チェックルールの整備で主査が清家委員でございますが、早退の御予定でございますので。
- ○清家委員 大丈夫です。
- ○宮内議長 それでは、順番でよろしいですか。それでは、次は第2章にまいります。

「第2章 民間参入・移管拡大による官製市場の活性化」というワーキング・グループでございます。 鈴木さんからお願いいたします。

○鈴木委員 いわゆる官製市場ワーキング・グループにつきましては、お手元にありますような内容で御説明させていただきます。

2つの部分に分かれておるわけでございまして、1つは、消費者主権に立脚した株式会社の市

場参入拡大ということでございまして、要するに、これまで非常にいろいろ議論されながら実現が一部図られ、一部図られなくている。あるいは図られているものもある医療、教育、福祉、農業、この4つの分野を取り上げまして、そこに対する株式会社の参入ということをテーマとしたわけでございます。

結論的に申しますと、私、感じましたのは、横串に刺せるかということなんですけれども、必ずしも 横串には刺せないところがあるわけでありまして、例えば学校に対しての株式会社の参入というの は、文部省にとっては全く始めてのショッキング事件であって、先般のヒアリングのときにもああいう 程度のことしか言えない話。

医療の分野というのは長々と議論されておったけれども、しかし、去年のああいう経緯にもあるように、医師会が最も拒否感を示すところ。

福祉の分野につきましては、これは特養老に対する問題でございますが、株式会社問題以前に対して特養者に対して民間参入を認めるのかどうかという問題があります。

農業につきましては、これは既に一部解除されているけれども、これは農村のゲマインシャフトというものを守ろうじゃないかというところが色濃く出ている問題であって、そういうので、それぞれが違った性格を持っているわけでございます。

ですから、個別にこれを問題としまして、ある前身をさせるということは全く可能であると思いますけれども、横串を刺して、いわゆる株式会社イコール儲け主義、だからだめだと。

それから、株式会社の利益配当というのは外部流出だと。銀行に払うのは外部流出ではない。 ジェントルマンに対する当然の支払い債務だと堅く信じておられる方を相手にしておるわけでございますから、これを横串に刺しますときには、その全体に対してそういうものの考え方の違いは考え直すべきであるということを言うということしか方法がないと思いまして、基本的には論理で追わさせていただきました。

したがって、株式会社というのは、正面からそのメリットを解いて、そして、それぞれの分野において株式会社を参入させることができるではないか。それが意味があるではないかということを言うトーンに終始することにしております。

したがいまして、さっき神田先生がほとんど合意ということですが、これは全部反論が出てまいる と思います。私はそれでいいと思うんです。

要するに、その反論というものを出して、世の中がどういうふうに国民が見るのか。つまり、儲け主義は悪いことだとおっしゃる。あるいは配当というのがなぜかは知らないけれども外部流出だと言って、利子の支払いはそうではなくて、清いものだという考え方をいつまでも持っておられるということはよく知ってもらった方がいいとむしろ思うわけでございまして、この原案について、これ以上個別に詰めても、無意味だということで、このまま出させていただきたいと思います。

繰り返しますけれども、これは個別の問題として今後それぞれ担当せられるところが、この基本的な物の考え方をベースとして、それぞれのものの実情に合ったようにして前進させていくということを期待したいと思っております。

6ページ「官民役割分担の再構築」の部分に入りますけれども、この官民の役割分担の再構築

につきましては、行政関与の在り方というものの見直しをいたしまして、ポイントといたしましては、かって 96 年でしたか、行政改革委員会の官民役割分担小委員会というのかありまして、そこで官民の役割分担ということについて、1年かけてかなり詳細な検討をやった経緯がございます。この内容については、いろいろな評価がございますけれども、おおむね妥当なものではないかと現在も評価されています。

これ、私何度も申しましたけれども、致命的欠陥が1つあった。それは何かというと、フォア・イクザンプルを欠いたということです。したがって、せっかくの答案というのはお経に終わってしまったと思わざるを得ないわけです。

そこで私どもとしましては、今回官民の役割分担について、1つの理念として、行政改革委員会においては、民間でできるものは、できるだけ民間にという理念を示しております。それは当時としてはそういうことでしょう。しかし、現在においては、民間でできるものは官は行わないという基本理念に転換すべきではないかと、こういうことをベースとしまして、それを基本理念としてアプローチをしておるわけでございます。

内容といたしましては、民間参入の形態としてはいろいろな形があるわけです。これは民営化というものが最も行き着いた姿であり、その民営化の手法としては、民間に事業譲渡をするということもあれば、あるいは三公社のときにやりましたように、一旦株式会社化して、徐々にその株式を放出して、完全に放出することによって民営化を完成すると。JR東日本が間もなくそれを達成するわけですけれども、これは方法論であります。

そのほか、経営を委託するというのは、管理を含めて、要するにポリシー・メーキングを含めて経営を委託する。あるいは個々の業務というものを委託する。そういうもろもろのやり方がある。そのどれを取るのかということに対しては、それぞれの事務事業の特性に応じて、これを積極的に促進していくというものだと思います。そのための手法としてPFIだとか、PPPと言われている各種の手段というのがあるわけでございます。その問題を巡って幾つかの提案をしております。

そういう概念を示した上で、行政改革委員会のやった問題から抜け出すために、65の業種、事務事業について、これを取り上げて、それを別表として付して、そのものについては、固有の特性だとか地域事業の実態を踏まえた検証を行いつつ、積極的に民間参入の拡大、民間への移管ですけれども、民間参入の拡大をするべきであるというふうにいたして、イクザンプルを付しておるわけでございます。

そのイクザンプルを付けた中で、なかんずくその中で上水道と下水道と都営バスというのは、これは経済財政諮問会議においても例示されておりますけれども、この3業種については、とりあえずこういう範囲で民間参入を認める、民間移管を認めるべきであるというので、この3つをフォア・イクザンプルの中から実際に実行してくださいという形で提言するという構成を取っております。

この別表につきましては、ここにありますように、事務事業を初めとして、その特性を踏まえた上で検証を行って、積極的な民間参入を図るものの、今後の問題として考えてくれということを言っておるわけでございますから、これを考えないという理屈は相手ではないと思うわけでございますが、この別表が相当激しい抵抗に遭っておりまして、別表に書くことすら、フォア・イクザンプルとして書

くことすらいやであると。何となればそれは全部間でやらなくてはいけないものである。こういう反論が出ておるわけでございます。 別表 65 の中で、全部を官でやらなくちゃいけない。民間に移すことは絶対にできないということはないわけでございまして、その問題で反論が出てるくるならば、どうしてもその反論を書いてくれというならば、それはお付けしましょうというスタンスで臨みたいと思っております。

こういうところに名前を挙げますのは、常に例なんですけれども、挙げられること自体に忌避反応を示すという極めてセクショナリズムというか、狭量というか、物事を先に考えないというのは霞が関の基本的な特徴であって、昔は怒りましたけれども、今は怒らなくて、あきれてもいなくて、要するに、冷やかにながめておるだけというのが私の本心でございますけれども、そういうことを考えないというのであるならば、考えてくださいと言って、考えない理由はそちらから言っていただくというスタンスで臨むしか手がないと考えておるわけでありまして、そういうことでこれは別表に対する反論は付くことあり得べしと申し上げておきたいと思います。

したがいまして、官から民への事業移管の推進を行うに当たって、いろいろな現行法制上、それ に対して阻害する事情があるわけでございまして、その部分というのがこれは直さなくてはいけない ということで、それが次の官から民の事業の移管の中で述べられております。

1つは、公の施設の受託管理の問題でございまして、これは地方自治法の244条の2に条項があって、公の施設の管理というのは、第三セクター的なもの、または地方公共団体、または公的団体において管理をしなければならないという規定があるわけでして、これを素直に読めば、この規定があったら、公の施設、例えば公民館だとか、あるいは図書館みたいなものは、これは公のものしかやってはいけないと読まざるを得ないし、現に地方公共団体はそう読んでおるわけであります。したがって、この条項というのは、総務省に対してヒアリングをいたしますと、公の施設の管理は、管理権限を言うにすぎないのであって、事実上の管理というのは幾らでもやってもらってもよろしいということで、運用をしておるということを言うわけであります。

これはこの前のヒアリングでも、そういうふうに総務省の方が言われましたけれども、ただ、唯一留保されておるのは、料金の決定権というものは、これは公の施設であるから公に留保しておるということでありまして、それを知らないのは、知らない方が悪いということであるならば、それはそれとして周知徹底させるべきであって、今、公の施設であるがゆえに民間移管に対して、それができるだろうと思っていない人の方が多いわけですから、それを周知徹底させるとともに、料金決定権というものも、これも民間に委託して完全に経営全体を委託するということができないのか。勿論、これは野放図でやるわけには、公の施設ですからいけません。しかし、それを制限するためのものとして、例えばプライス・キャップ制度だとか、あるいは上限価格制度というのがあって、はやらない公民館は安く貸すというようなことをやっていくという、その自由性というものを受託主体に対して持たせるということは意味のあることでして、しかも、それは公の施設の損失に何ら反するものではない。そういう意味合いから非常に誤解の本になる地方自治法というものは改正をお願いしたいということでありまして、そういうことを提言しております。

これに対しても、地方自治法というは一般法なんだから、10年に1回か20年に2回なぶるものだ

から、したがって改正とまでは言わないでくださいよという反論が出てくるかもしれませんけれども、 一般法でも、最近商法でも民法でも変わる時代ですから、地方自治法だけがそういうものではない という問題でありまして、これについては、基本的に意見の不一致があるわけではございませんが、 表現の仕方、あるいは改正という言葉というのに対してためらいか向こう様にあるという感じはまだしております。

そのほか、いろいろ書いてございますが、行政財産の民間開放という問題で、これはちょっと観念論的な言葉ですけれども、国は行政財産というものと普通財産というものに仕分けて管理しておるんですけれども、管理をそうやってやるというと、行政財産というのが譲渡とか私権の設定をしていけないと書いてありますから、普通財産にして幾らでもそれをやりますから、普通財産のままにしてやればいいじゃないですかという言い分なんですから、これからの問題としては、行政が今まで行政としてやっていたものに対して、行政の中の一部を民間に移管することによって財産移転というもの、財産移転ではなくて、例えば賃借権の設定みたいなことが行われたときに。わざわざそれを普通財産としてやるということの意味がどれほどあるのか。そもそも行政財産と普通財産と分ける意味がどれほどあるのかという問題でありまして、そこら辺の議論をしておるわけでございますが、これも当然問題は民間参入というものを容易にする手段、ファシリティーとして提言しているわけでございます。

その次、フォア・イクザンプルでございますが、その中の具体的にこれだけはとりあえず実施例として実施しますというのが上水道の民間経営の推進でございまして、これについては、できるだけ上水道というのは民間事業者へ譲渡できるように考えるべきじゃないか。どうしても譲渡ができない、あるいは譲り受け手がないというものについては、これは料金のキャップ制みたいなものを引いた上で包括的な委託を可能にするようにするべきではないという提言でございます。

それから、下水道につきましては、当初は下水道に対しても、上水道は民間事業者が民間事業としてやることが可能ですけれども、それから、地方公共団体がやる場合と2つに分かれておる構成ですが、下水道については、民間事業者は入ることはできるわけですが、下水道の所管は建設省ですけれどけも、環境省が所管する浄化槽法というのがありまして、その中で下水道と全く同じ施設をつくるということ、これに対しては民間がこれをやるということが認められているわけですけれども、下水道というのは、下水道法に基づいて、ある公権力の行使をできるという構成になっておるものなんです。それは何かというと、接続命令、つまり、地方公共団体がやるときの下水道を引いたら、その下水道に入らないという人に対して入れという命令する権限が与えられているのと、それから料金の不払いに対して国税徴収の例にならって強制権を働かせることができるという仕組みになっておって、2つのものが別の省庁でやられておるという関係で、下水の構成の中に、実は民間が参入できるという仕組みを入れたかったわけですけれども、そこをあえてあれしまして、公権力の問題に対して議論をするのも余り実益のない話なので、下水道に対して浄化槽法と、正確な名前はちょっとあれなんですけれども、そういうものの中で処理できる、民間が参入できるということを広報、PR的に記述して、残りの公権力の部分については、これはさきの上水と同じようなふうに料金の決定を含めて、あれしたいと思っております。あとはPFIの推進のためのルールつぐりと規制緩和

の促進でございまして、そこに書いてあるふうに、ガイドラインに設定するということにしているわけです。

あとは、同一市場における競争条件の均一化の問題では、憲法問題がありますが、そこに書いてありますように、憲法というのは、要するに司法による特別な支配というものを目指しているものであるがゆえに、公の支配というものを教育について考える場合は、そういう条件設定は可能ではないかということ。

それから、慈善博愛の中に福祉は入らないということから、いわゆる上の株式会社等の含めるものに対してできるのではないかということにしております。

大体以上が私どものの基本的なものでございます。

- ○宮内議長 ありがとうございました。どうぞ奥谷さん。
- ○奥谷委員 鈴木主査、特に農業問題に関して、私が粘りに粘って、農業協働組合を入れてほしかったんですが、農協系統というところで何とか落ち付いたというか、満足しておりませんけれども、仕方ないのかなと思います。これは次の段階で、農業関係に関する株式会社化というのは1つの大きな概念になりますので、ここは徹底的にやっていかないといけないと思っております。

それから、13 ページの別表にこれだけたくさんのものを民営化できるものがあるということを提言していただいたことは大変よかったなと思います。一般の人たちは多分知らないと思いますし、これだけのことが民営化できるわけですから、これからの特区の問題に関しても、こういった問題はかなり特区の中でも議論して取り上げられることができるんじゃないかという気がいたします。まだまだ、これからだと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

- ○宮内議長 ありがとうございました。
- 〇鈴木委員 ちょっと補足させていただきますと、奥谷委員の大変御熱心なあれで、農協のあれについても、不満足ながらとおっしゃったけれども、奥谷委員のお申し出のとおりに書いてあるということは補足させていただいて、それから13の別表は全部民営化という問題ではないです。民間に何らかの、今言った民営化だとか、あるいは民間委託だとか、それも包括的な委託、個別的な委託、何かができのではないかということを言っている問題です。
- ○森委員 本当に13ページの表は、官営市場がまだまだたくさん開放する余地があるというので大変勉強になりましたが、1つ、金融に関することについては、比較的出ていない。例えば今、最大の問題ですが、郵便貯金問題、簡易保険問題、財政投融資問題等については、ここにあえて入れない意味があるんでしょうか。
- ○鈴木委員 大変痛いところを突かれまして、民営化すべきもののトップに何が言ったら、それは 郵政三事業であるということは当然のことでございます。

今、政府与党を挙げて議論の最中でありますので、そちら側の方にお譲り申し上げたということ でございます。

- ○森委員 念のために入れておいた方がいいと思います。
- ○生田委員 郵政三事業を入れるなら公的な金融機関もありますね。同じような立場で書くんなら。

郵政三事業と同じ格だろうと思うから、両方入れるなら入れないし、それは別の土俵で終わるなら 終わるし、いずれかかと思います。

- ○鈴木委員 それは特殊法人の方でも議論されておりますから、言い訳しません。今から入れろというなら入れてもいいですれども、しかし、郵政三事業とあえてこの別表の中に入れなくても、今燃えさかっているお話だからというのが私どもの判断でございまして、それでよろしければその別表のとおりにさせていただきたい。
- ○宮内議長 よろしゅうございましょうか。文化施設という中にいろんなことが入っていると考えていいわけですか。
- ○鈴木委員 そうですね。
- ○宮内議長 例えば観光業をやっているとか、ホテルなどを随分経営しているとか、スポーツ施設 を経営しているとかいう例です。
- ○鈴木委員 これはむしろ美術館だとかいうものを想定して物を考えているので、ホテルみたいなものはどこにかあると思うんです。なければそういうものを包括した図書館、美術館、保養所のたぐいというものをイメージしております。
- ○宮内議長 それでは、次に参らせていただきたいと思います。

「第3章 活性化に資するビジネス・生活インフラ整備」ということでございます。このワーキング・ グループは八田主査からでございます。ちょっと時間管理をさせていただきたいと思います。よろし くお願いいたします。

○八田委員 このビジネス・生活インフラ整備では、大きく言って3つのテーマを扱っております。 第1は公共事業関係、第2は司法サービスのインフラ整備、第3が、都心高度利用、こういうかなり 違った3つのことを扱っております。

全体が今日お出ししましたペーパーはペンディングのペーパーでございまして、今、すべてのと ころで折衝が進行中でございますので、3、4日前に各省に投げた段階のものをここに出しておりま す。実質的にはその後随分進んでいるのもございます。

まず、公共事業関係ですか、全般的に言って、各省、基本的には我々の目指す方向とかなり一致しているんですが、個別具体的にはさまざまな反論がございます。ここでやることは、基本的にはかなり巨額な初期設備投資を必要とするような電気通信事業、電気事業、ガス事業、運輸事業、こういったネットワーク事業分野に共通の問題、特にエッセンシャルファシリティの利用についての問題を扱おうというわけです。

ここを大きく2つに分けておりまして、(1)のところで、市場参入の促進ということを挙げております。 基本的には例えば規制水準を全般的に引き下げるとか、自由化範囲を大幅に拡大する。そういったことがここのテーマであります。

4ページには「卸市場の整備」がございまして、新規参入者を含めてエッセンシャルファシリティを用いる取引がきちんと市場で行われるようにするということを、なるべく具体的に書き込もうと思っております。

Fはインフラ整備を促進することによって競争ができるようになるということをねらっています。この

4ページの下の(2)で、エッセンシャルファシリティ自体を使ってもらう。エッセンシャルファシリティを持っているのは民間の場合が多いですが、これを自由に新しい会社にも使ってもらおうというところで非常に重要なのは会計分離、情報遮断ということでございます。ファシリティを持っているところが、そこを使用している人たちについての情報を持って、自分のところが使うときにその情報を使うということがあっては困る。それから、会計分離もエッシャルファシリティの維持にかかっている費用と、ほかの費用を分離して、きちんとした費用を取れるようにしたいということです。

それから、5ページの下のところに書いてある利用料金というのは、結局は利用者がその利用することによって追加的にかかる費用、その費用を取るようにしようということが書いてございます。

それから、6ページの(3)でこの項目が終わるんですが、ここは我々かなり重要だと思っていまして、有効な競争監視体制の構築ということです。特に7ページの上の方に書いてある規制監視及び紛争処理の専門機関の整備ということに重点を置いて書いておりまして、これは細かいところはまだ折衝中でありますが、基本的にはこういうものの整備を進めていくという方向で結論が出ると思います。

大体そういうところでございます。8ページに司法サービスのインフラ整備ということが2番目に始まります。ここでは非常に当局と我々とのベクトルが違います。恐らくかなりの部分折り合いがつかなくて、両方とも意見を併記ということだと思いますが、我々の立場長いこと司法サービスにおいては法曹人口を年間500人しか入れないということになって、今、OECD諸国で人口一人当たりの法曹人口が最も低い、フランスよりもはるかに少ないという状況ですから、これは今まで参入制限を特に強くしてきた一種の職業集団だったと思っておりますから、これから法曹人口を拡大するに当たっては、さまざまなチェックをして、新たな参入制限の仕組みが導入されないようにすべきだと考えています。 そこを、そういうふうに取ってもらっては困るというのが向こう側の御意見でして、そんなに今まで悪かった産業ではないというふうに言いたいらしいんです。そこでもめているわけですが、(1)の「法曹人口の更なる拡大」という記述自体、余り当局は好ましくないと考えておられるんで。ここは我々の宣言になりそうです。

- (2)司法試験受験資格の確保ということは、この間、本会議でお話しいただいたことに関する予備試験のことで、予備試験を新たな参入制限の道具として使うべきではないという話であります。
- (3)の「専門分野(知的財産権、国際企業法務、医療等)に通じた法律家の養成」ということで、なるべくほかの分野、特に医療とか競争政策とか、知的財産分野、あるいは国際的な法務ということについて詳しい人たちをつくっていこうじゃないか。ほかの隣接分野等の知識を持っている人を積極的に入れていけるようにして、法律だけしか知らないという人に特に優遇するという措置は取るべきではないんじゃないか。学部も法律、大学院も法律ということを特に優遇すべきではなくて、なるべく広くいろんな知識を持った人が法律家になってくれるようにしようということです。

10ページの法科大学院の定員とかも同じ精神で、なるべく規制するなということです。 (6)ですが、これは弁護士法 72条の見直しで、基本的には弁護士に認められている業務独占の範囲を必要最小限にしようということです。その例外をいろいろつくっていこうと。

それから、この11ページの3)については、法律業務についても、弁護士以外の専門家が行える

ようにする。

それから4)、これは重要だと思いますが、会社から権限が付与された社員が当該会社の訴訟代理人になれるようにすること。これは現在なれないということでありまして、これは非常に我々としては非常に重点を置いておるところでございます。

11 ページで、最後の「3. 都心高度化」であります。これについては、さまざまな官庁が関連していますが、12 ページのところで書いてあります「重畳的規制の整理・合理化等」に関しては、まず、消防法と建築基準法の重畳的な規制のために、むだな規制をやっているんじゃないか。非常に高い建築物になっているんじゃないかということを論じております。

それから、13 ページの(2)では、道路の立体利用に関する制度の拡充を言っております。今は新設の道路ができる場合には、ある条件を満たす道路の場合には、その上に建物を建てることができるんですが、既存の道路の上に建物を建てることができないというわけなんです。これをなるべく既存の道路の上にも建てて、都心の高度利用ができるようにしていこうということであります。

それから、13ページの下の「(3)航空関係規制の合理化」ということで、これは2つ問題がございまして、1つは、羽田に離着陸するために、周囲の建物の高度制限を非常に厳しくしている。これが外国の規制に比べても極端に厳しくて、例えば東京駅の周辺でも航空法によるビルの高さの制限がある。そういう状況であります。これをなるべく合理的な理屈の通った範囲の基準に緩めるべきだという主張であります。

最後の14ページのBは、町を夜歩かれるとお気づきになると思うんですが、どこのビルにも赤いランプが点滅している。これは航空機がぶつからないようにということなんですが、これは全く不必要なほど大きく、たくさんランブがございまして、最近では多少規制が緩和されたんですが、しかし、これは外国には余りないほどたくさんのランプが使用されている。町の景観のためにもよろしくないですし、それから、非常に不要なコストもかかっている。こういうものも合理化してほしいということが我々の要請でございます。 以上でございます。

- ○宮内議長 ありがとうございました。それではどうぞ。
- ○八田委員 今、事務局から言われまして、ここにお出しした案は、都心高度化のみは前に各官 庁にお出ししたそのものでありますが、ほかのものについては、多少折衝中、修正が多少まじって いるところもございます。

以上でございます。

- ○奥谷委員 10 ページ、特に弁護士に関して書かれていますけれども、八田先生、次回は必ず 裁判官の問題も取り挙げていただきたいと思いますので、弁護士だけの問題よりも、むしろ裁判官 の問題はもっと大きな問題だと思っております。
- ○八田委員 そう思います。裁判官のことも先には広げていくべきことだと思っております。
- ○生田委員 国土交通省を呼んだときにお話ししましたけれども、航空法の建築物法の高さの制限の合理化のところで、陸上と海上と同じ基準を適用するように、その感じを1行入れていただければと思います。
- ○八田委員 わかりました。

○石原大臣 有効な競争監視体制の構築のところで、公取の機能強化の話が出ておりますが、 情報通信等々は総務省がやっておりまして、公取も総務省にぶらさがっている。この問題は総理も 御言及されておりますし、やはり独立性、中立性が確保されと言いつつも、そこにぶらさがっていた ら、正直言ってなかなかそういうふうにはならないと。その点にも是非御言及があれば。

もう一点は、同じような機関ですが、いわゆる日本版SECと言われる証券監視委員会、これも金融庁にぶらさがっていますけれども、これは一度行革の観点からもう一回整理していかなければならない大きな問題でございますので、お考えかあれば、入れていただけると個人的には非常に。 〇八田委員 どうもありがとうございました。最初の公取に関しては、私どもも入れるべきではないかと思います。SECのは、公益事業のところに入るかどうかは難しいんですが、ちょっとふくらませて書きたいと思っております。御指摘ありがとうございました。〇宮内議長 よろしゅうございましょうか。

次に「第4章 事後チェックルールの整備」、清家主査からお願いします。

○清家委員 時間もあると思いますので、できるだけ手短に行いたいと思います。

まず、最初のところには、自己チェックルールの重要性について、書いてございます。規制改革の基本というのは事前規制から事故チェックという考え方であるわけでありますが、どうもいろんなところからの注目度も事前規制緩和のところは非常に強いんですけれども、事後チェックのところというのは、余り注目されていないというきらいがございまして、私どもとしては、規制改革の基本は、事前規制の緩和と事後チェックの強化というのが車の両輪であると考えて、この事後チェックのルールの強化について検討したということでございます。

この事後チェックを強化することの意義というのは勿論、たくさんあるわけですけれども、特に2つの点を最初のところでは強調しております。

1つは、事前規制緩和を促進する上で不可欠だという点であります。もともと事前規制というのは あり得べきリスクを事前の規制によって小さくしようという意図を持ってつくられているものですから、 この事前の規制を緩和してくたさいという際には、そうしたリスクが事後チェックによって抑制される。 あるいは救済されるということを担保することが極めて重要だと考えているからであります。

もう一つは、事前の規制緩和の成果が選択肢の拡大という形で出てくるわけですけれども、実は それが事後チェック、特に後で申しますけれども、その事後チェックの中心を成します情報公開で あるとか、あるいは第三者評価が促進されることによって、事前規制緩和によって拡大した選択肢 の中から、個人が最適なものを選択する際の条件が一層整備されるということであります。

ちょっとくどいようですけれども、規制改革の両輪である事前規制緩和と事後チェックの強化というのは同時に進められることで改革も促進され、また、改革の効果も大きくなるということでございます。

そうした観点から、当ワーキング・グループでは、事後チェックとして取り分け情報の公開、それから第三者評価、そして事後紛争処理の3点に焦点を当てて議論を進めております。

まず情報公開でありますけれども、原則は情報ができるだけ広範に提供されるということ。それから、提供される情報が有用であり、かつ、真実性が担保されているということ。 3つ目に、その情報

ができるだけ容易に、勘弁、あるいは廉価に入手できるということであります。

私どものワーキング・グループではこうした原則に沿いまして、昨年来議論を重ねてきました社会的規制分野での情報開示の促進を具体的に求めております。

1つは、学校、医療、福祉法人についても、事業活動の透明性に資するために、会計基準を見直しを早急に進めることが重要であるということを述べております。これはページで言いますと、通しページの44ページくらいになっておりますが、これは私どものワーキング・グループでもかなり強く申し述べているところでございます。

また、教育分野については、学校や大学の情報開示を進めるための自己点検、あるいは自己評価といった情報提供についての内容や提供の方法を早急に策定すること。また、私立大学については、その財務情報の公開に関する具体的な内容、方法を早急に策定すると同時に、教育の環境、あるいは研究活動、更に卒業性の進路等についても積極的に情報提供を図るようにすべきであると述べております。

また、医療分野については、インフォームド・コンセントの普及を促進するとともに、今、問題にもなっておりますけれども、カルテの開示のルールの確立や、ガイドラインの整備などを進めるべきであるというふうに述べております。

更に、福祉分野においては、社会福祉法人について、株式会社並みの公認会計士等による会計監査を一層普及するといった情報開示の基準の強化を図るべきであるとしております。

第三者評価については、これは特に財やサービスの提供者、生産者の持っている情報と、利用者、あるいは消費者の持っている事業の間の非対象性が大きな問題になる分野でございます。特に消費者や利用者の側に利用する財やサービスについての専門的知識が乏しい場合、せっかく事前の規制が緩和されても、適切な判断ができないような場合がございますから、そうした適切な判断ができような高度なサービスを提供する分野、具体的には特に医療とか教育とかいったものが例示されるかと思いますが、あるいは制度が複雑であると言った理由で第三者の評価が選択をより大きく助けてくれるような分野、これは介護の分野とか中古住宅の流通といったところがこの範疇に入るかと思いますが、そういった点で第三者評価の役割が大きいと思います。

特にこうした事業者による情報開示の内容、先ほど情報開示のところで申しましたような事業者による情報開示の内容が真実であるかどうかというのを実は担保するためにも、第三者の評価というのが重要なわけで、例えば大学等が各自に出している情報等が本当に正確なものかどうかというのを第三者の評価によってチェックするということができるわけであります。

それから、その第三者評価については、勿論、最終的に適だと不適であるとか、あるいは三つ星とか二つ星といったような評価結果そのものも重要なわけでございますけれども、単に結果だけではなくて、消費者や利用者の判断基準という観点から言いますと、その具体的な評価の内容等についても、できるだけ詳細に公表されるべきであろうと思っております。

また、第三者評価機関自体の評価、これもできるだけ市場を通じて実現されるような制度を構築する必要があるということも述べております。

特に医療の分野については、とりわけ高度な医療を提供する病院等について、積極的に第三

者評価を受信することが促進されるように、また、その評価の結果、あるいは評価内容を公開することが積極的に進められるように講じるべきであると考えております。

また、保育等については、作成された第三者評価のガイドラインを元に、第三者評価の促進を図るべきであると考えておりますが、加えて介護等についても、利用者が第三者評価などによる評価についての環境を整備していく必要があるというふうに考えております。 最後に3つ目の事後紛争の処理でございますけれども、これは特に裁判などと比べて簡易・迅速・廉価な紛争処理システムを充実するという必要がございまして、特に製造物の苦情処理等についてはかなり進んでいる部分があるわけでございますけれども、それに比べて遅れております医療、福祉、保育、あるいは教育といった社会的規制の強い分野での事後紛争処理システムの整備、あるいは充実が重要だとふうに考えております。

具体的に必要な改革としては、いわゆるADRに関する基本法の整備、あるいは利用者の保護、 問題の再発を防止するための情報公開制度を整備していくということ。

さらには苦情紛争処理機関の能力を向上させる。あるいは機関同士の情報の共有を図ると言った法的な、あるいは制度的な基盤を整備することが重要であると考えております。 既に一定の実績を上げております国民生活センターと言ったような消費者センター等の既存機関の活用を一層促進することも大切でありますし、苦情や紛争処理へのアクセスを容易にするための総合的なワン・ストップ・サービスと言いますか、総合的な案内窓口を設置すると言ったこと。

それから、紛争処理の処理規範をできるだけ明文化していくといったようなことも重要だろうと思います。

この内容を読んでいただくとわかるかと思いますが、今回の内容の中には、実は労働に関する 具体的な問題の指摘が、労働分野についてはなされていないわけでございますけれども、自分自 身は労働の専門ですけれども、今回は特に社会的規制についての情報の公開、第三者評価、そ れから苦情処理の問題を中心に扱いまして、情報の公開とか第三者評価については、労働関係 のところのテーマは少なかった。

それから、苦情処理の問題は、実は神田先生が御担当の新規事業のところで扱っていただくことになっておりますので、今回のところでは具体的な問題として特に取り扱ってございません。

最後にちょっとくどいようですが、事後チェックの問題というのは、事前の規制緩和と同じように大切な問題ですので、是非宮内議長におかれましても、記者会見等でこの点も強調していただければと思います。

- ○宮内議長 承知いたしました。それではどうぞ御意見、御質問等を。
- ○清家委員 それから、そんなに大きな変更はないかと思いますが、まだ、2、3、最終的に修文を要求されている部分がございますので、その点については内容的には大きくは変わりませんけれども、語句が修正される可能性が残っております。
- ○石原大臣 4ページの会計基準のところなんですが、言及されているのは医療法人とか公益法人とかに言及されていて、時宜を得ていると思うんです。また、特殊法人でも今、道路関係の委員会の中でも民間経営者の方々から会計が違って、本当に実態がつかめないと。それ一歩踏み込

みますと、実は日本の民間企業の会計基準も、やっと時価会計が入り出してかなりレベルが上がってきたんですが、減損会計はまだ入っていない。その一方で、外国ではエンロンとかワールドコムみたいなものが起こって、本当に事後チェックでも大丈夫なのかということが起こっていると思うんです、民営化企業サイドにも。そのところも何か御言及していただければ、時宜を得ているんじゃないか。それは先ほど八田先生との裏表でSECの部分と両方セットで民間のところをちゃんと見るというのがシステムだと思うんですけれども、それが本当にできているのかなと。公益関係のところも怪しいけれども、民間も大丈夫なのかと。そういうのが2本あるんじゃないかと思います。

○清家委員 その点は八田先生のところとも少し御相談して検討させていただきたいと思います。 私どもは、確かに石原大臣おっしゃったような民間部門についても問題があるんですが、学校法人 とか医療法人等について、少なくとも民間の株式会社並みのきちっとした会計基準を設けてほしい というのが趣旨でございまして、しかし、民間企業のところも問題があるというのは御指摘のとおりで ございますから、その辺、どのような書きぶりにするか、八田先生の法とも相談させていただいて、 検討させていただきます。

○宮内議長 ありがとうございました。

それでは次にまいります。「第5章 『規制改革特区』の実現に向けて」、ワーキング・グループは 八代主査です。よろしくお願いします。

○八代委員 この規制改革特区のワーキング・グループは、御承知のように、他のワーキング・グループと少し違いまして、既存の規制を緩和するということについて各省とネゴシエーションをするだけではなくて、新しい制度をつくるということを提言しているわけで、各省も態度保留と言いますか、はっきり言えば半信半疑でありまして、どこまでコメントすればわからないというところもあります。

それから、この前の会議に来てもらいました農水省などは比較的まじめに考えていて、特区をつくるに当たって代替措置をどうすればいいかというようなところで議論しているわけでありますが、ほかの省庁はそもそもそういうものはなじまないという形の考え方が多いところがありますので、そもそも修文ということ自体が余りできていないわけです。その意味では、例えば新規事業のワーキング・グループと違いまして、基本的に全面反対のところが残っているわけで、ペンディングと言いますか、各省との合意が得られないような形でまとめざるを得ないかと思います。その代わり、各省が先ほども議論になりましたけれども、合意できないものについては反論を書くことになり、それに対して更にこちら側から再反論するというかつての規制改革委員会時代の論点公開的なものの準備が非常に重要になるかと思います。これはどんどん各省から反対論を言っていただくのは結構なことでありまして、その反対論を通じていかに各省の考えていることが、先ほど鈴木主査がおっしゃいましたように、おかしいかということを示していただく。それをこちらが反論するというような作業が重要かと思いまして、その意味でこの素案というのはまだ第1段階として位置づけられるのかと思います。

お手元に資料がありますが、基本的には基本理念とか、制度設計の方向というのは、前回と変わっておりません。特に1ページの下の「『あらかじめ法律上、一定の基準を満たす範囲内で可能な限り幅広に列挙しておき、この中から地方公共団体が選択・申請し、国が認定する通則法形式』

を基本とすべきである」という点がここの一番大事な点であります。あとは法的論点等で、法の下の 平等に反するんじゃないかとか、試行的な制度の問題点とか、不可逆的な規制とか、いろんなコメ ントがありますので、それに対して一人ずつ答えているわけであります。

特に皆さんも聞かれる可能性があるかと思いますので、この不可逆的な規制ということについて ちょっとコメントさせていただきますと、仮に特定の区域だけであったとしても、規制緩和をしたとき に、それによって不可逆的な影響が起きた場合、どう責任を取ってくれるのかということであります。 特にそれが個人の生命とか身体に係るようなものであれば、あとで賠償したって追い付かないんじゃないか。事後的規制だけじゃだめじゃないかという反論かよくあるわけであります。

これに対しては、我々は例えば医療の例を挙げまして、新薬を認定するときに同じ問題があるわけでして、新しい薬を認定すれば、それの副作用で人が死ぬ場合は当然ある。しかし、新薬を認めなかったら助かったかもしれない患者がやはり死んでしまう可能性もあるわけでありまして、あらゆる新薬の認可というのは、これも1つのおおげさに言えば規制改革でありますが、有害性と有益性のトレードオフというのがあるわけで、どちらも不可逆的な効果を持っている。したがって、規制改革をしたときの不可逆的な効果を持ってそれに反対するということの論理は成り立たないんじゃないか。人の生命・身体に係るような重要に規制であればこそ、ベスト・プラクティスが求められるわけで、そのためにあらゆる手段が講じる必要がある。例えば特区のような形で地域を限定して、いわゆる実験をするということは国全体のベスト・プラクティスを実現するための一つの必要なプロセスであるという、公益性を持っているんだという言い方をしております。

したがって、そういう規制改革をするときの重要な要件は、3ページの下の代替措置をどのようにつくれるかということで、これはケース・バイ・ケースであるわけですけれども、基本的には自己責任の下で徹底した情報公開とか評価システムを行うことによって、弊害があるとすれば最小限にとどめるということでありますが、個別にそれぞれの状況に応じて、特定の規制を上乗せするなりの代替による処置も考えられるわけであります。

あとは細かい点ではあり外しますが、6ページに推進母体の構成、これは冒頭、石原大臣から御発言があった点と絡むわけでありますが、もう既にできておられますが、中條さんがやられる特区推進室の在り方とか、特に特区推進室という推進母体と総合規制改革会議との関係を緊密化するために、両組織の密接な連携が確保される形とすべきである。

つまり、もうできたからそれでおしまいということではなくて、今後とも規制改革会議と特区推進室 が協力して特区を健全に育てていくようにしなければいけないということが書いております。

7ページ以下は規制改革特区の構想例でありまして、これはこれまでペンディングになっておりまして、昨日ようやく文章が固まったわけであります。この構想例の書き方でありますが、これは基本的に地方公共団体等から提案された規制改革事項の主なものなどを、今後地方公共団体や民間における検討の助けとするために、分野ごとに事務局で整理し、可能な限り多く例示したものであるということであります。

ある意味で、構想例というのは、幾らでも広がるわけで、現に今、他のワーキング・グループでやっておられること、すべても含むわけでありますが、今回の特区というのは、あくまでも地方公共団

体のイニシアチブで自己責任でやるということが基本でございますので、国からの押し突けというよりは、できるだけ地方公共団体から出てきたものを基準にやりたいということであります。

現在まで事務局に12の都道府県と6つの市、あるいは特別区から提案が出ております。これで 当然終わりになるわけではありませんで、今でもどんどん新しい提案が寄せられているわけですが、 どこかで締め切らなければいけませんので、一応これまでのところ出たものを以下に列挙したわけ であります。

これは本文でも書いてありますが、これは単なる例示であって、今後幾らでも必要に応じて増や せるようなものであろうかと思っております。

ただ、地方公共団体の提案と言っても、機械的にそのまま出すわけではなくて、ごく最小限のものについては若干の修正をしております。

例えば観光ビザと言いますか、ある国から来る観光客の人に対しても、身分保証を要求するという、かなり問題のある規制があるわけでありますが、それは言わば規制全体で見直すべきものであって、特定の地域だけそれを見直すということは、観光客の性格上、どこに行くかわかりませんので、余り現実的ではない。そういうようなものは要望がありましたが、特区にはなじまないという形でまとめさせていただきました。

そういう形で、最小限の手を入れた形で各自治体からの要望事項を、以下、例示として並べたの がこの構想例であります。これを基にしまして、より具体的な中身を推進室の法で検討していただき たいということでございます。

以上であります。

○宮内議長 ありがとうございました。

よろしゅうございましょうか。それでは、全部の章について言い忘れた、あるいは全体を通じてということでも結構でございます。

○佐々木委員 佐々木です。すべての内容が非常に濃くて、すばらしいものになってきたと思うんですが、これをどういうふうにまとめて見せるのかというところが非常に重要だと思っております。例えば、5つの章でそれぞれが非常に中身が濃いので短くまとめるのは難しいんですけれども、要点がきちっとまとめられる形で一番頭に付く。つまり、メディアの方が隅々まで全部読まれるのか、国民が全部一つひとつの文章を読むのかというところは期待できないとすると、何を私たちがやってきたのかがすぐにわかるような形のまとめというか、要点抽出みたいなものが頭に付くと、共有のメッセージが出やすいのではないかなと思っておりまして、各省のまとめを短く書いたものを一番頭にくっ付けるのか。そんなことが工夫できたらといいなと思いました。

あとは本当に編集プレゼンテーションの話なんですけれども、今、最後の特区のところの一番最後の箇条書きをずっと見ていくと、今まで前に出てきたことと、勿論、重なる部分はありますが、わかりやすく1行でインターナショナル・スクールから高校へ入れるとか、そういう非常に簡単な箇条書きがあるわけですが、これを例えば今回中間とりまとめという名称に政府的にはするにしても、メディアには例えば改革500案とか、改革100案とか言って、箇条書きにばっと見ると、要するに、目次なんですけれども、その名前の付け方みたいなものがあって、一般の方々がその目次なり一覧表

を見ると、要点は後ろを見るんだけれども、例えばインターナショナル・スクールの関係者は、そこのインターナショナル・スクール何々ということを1行見れば、こういうふうに変化があるのかとか、起業したいと思っている人は、株式会社成立の電子化という項目が一目でわかって、そこを読み進められるような、要するに目次なんですけれども、その名前の付け方や、みんなで口をそろえて発表の仕方が今回の中間とりまとめでは改革500案を出しましたとか、何かそんなようなまとめ方ができるとインパクトがあるのではないかというふうに思いました。〇宮内議長 その一部のお答えになるかどうかわかりませんが、全体として、導入部として、冒頭に全体構成とか、今後の検討などを簡単に書こうということを、今日のところには入っておりませんけれども、その文につきましては、皆さんに前もってお配りしまして、御意見をいただいて、書こうと。それは入れ込むつもりでおります。今の御意見は検討させていただきたいと思うんですけれども、「中間とりまとめ」以外のいい名前があれば是非御提案いただければと思います。

○生田委員 八代さんのところ、よく勉強していないから的を外れていたら没で結構なんですけれども、例えば羽田の空港建設のところ、私の聞いている話が正しければ、勿論、それは必要なことなんだけれとも、環境アセスメントだけで2、3年かかるようなことを聞いているんです。それをどうやって短縮するかという問題があるし、空港をつくっているのに、どういう規制がどのように絡んでくるのか私は存じませんけれども、経済の活性化もやらなきゃいけないときに、効果としては経済の活性化にものすごく結び付きますし、東京、大都市の再生に結び付くし、雇用の創出にも結び付くということで、例えば羽田空港建設特区などと、多分、自治体の方はいやがるのかもわからない。だから、ほっておいたら出てこないのかもわからないけれども、ひょっとした国の主導でそういう特区もつくってやっていったらどうかなと、かねがね私思っておりまして、それがここになじむのかどうか知りませんけれども、なじまないという御判断なら、別に取り挙げなくてもいいんですけれども、ちょっと御検討いただければと思います。

○八代委員 今、生田委員がおっしゃった点は、ワーキング・グループでも一つの争点になったわけですが、今、生田委員がおっしゃったのは、どちらかというと、国主導の従来のモデル事業みたいな形で、ある程度国主導でやる事業というのは前からあったと思うんですが、その場合は何らかの補助金とか税制上の優遇措置がないと地元はもともと反対なわけですから、納得するわけはいかないと思うんです。今回の考え方は、そうではなくて、あくまでも自治体が自発的にやろうというときに国の規制が邪魔になるものを特例措置として認めることで活性化をしようということで、あくまでも自治体が反対していたらこの特区はできないんです。そういう考え方でやったわけです。

勿論、委員の中では、自治体だってはっきり言えば問題があるところもあるわけで、その自治体の中の企業とか団体が提言したら認めてもいいんじゃないかという御意見も勿論あったわけでありますが、そうなると、かなり性格が違ったものになってしまうという考え方であります。

○生田委員 それなりに理解いたします。今、経済財政諮問会議も特区をやっているけれども、これは言わば国の立場からもっと大きくコンプリヘンシブにやるということなんだろうと理解しているんで、例えばフォア・イグザンプル沖縄とかということになるんでしょう。羽田はそれと並ぶ問題なのかもわかりません。ただ非常に共通項として重要なことは、経済財政諮問委員会でやる大型なナショ

ナル・インタレストを背景としたような特区のプロジェクトと、ここでやる規制絡みの特区との連携ですね。こちらも余りピューリタンに徹してしまってもいけないと思うし、両方の特区の構想がうまく絡み合いながら相乗効果が出るようにやることが八代さんに願いするというよりも、宮内さん以下、両方の問題を見ていらっしゃる内閣府というか、総理の方でよく考えていただく問題だろうと思います。

○八田委員 1つだけ短く御報告しておきたいと思います。私どものビジネス・生活インフラで、例のマンションの5分の4の件について、法務省で審議中なのでフォローアップをいたしました。これは6月28日にいたしました。その経過はこうでございます。

もともと当委員会の閣議決定された当委員会の議論では<5分の4のみの賛成でもってマンションの建て替えができるということを最大限尊重して検討してもらいたいと、そういうことを含めて最大限尊称してもらたいということで、5分の4にしてくれということではないんてすが、尊重して審議してもらいたいということ。

そうすると、前に3月 15 日に法制審議会から出た中間試案に、全く選択肢として記されてなかったので、そこで問題になりまして、わざわざ法務大臣にそのことについて注意を喚起していただいたんですが、最大限尊重の閣議決定された後の法制審議会の審議の状況を見たら、向こうで全くそれについて書かれてなかったということがわかりました。それで大変抗議しまして、この間お呼びしたときに、その時点で一番最近だった、6月4日の建物区分所有法部会においても、やはり5分の4ついての建て替え要件について、書面ではほとんど記されてなかったということがわかりました。議論としては審議されたというんですが、議事録が今に至るまでない。したがって、もしこの状況が続きましたらば、最終的にはこの状況が続くんならば、最大限尊重してはいないということをこちらから申し入れる必要が出るんではないかと思います。したがって、引き続きフォローアップをしていきたいと考えております。

○熊代副大臣 お話を聞いていて思いつきなんですが、特区の関係で、もしあれでしたら聞き流していただいてもいいんですけれどけも、先ほど環境アセスメントの話も出ましたけれども、遺跡の問題があります。遺跡の法律をつくって、非常に長い時間がかかる。物すごい経費もかかる。ですから、都道府県、市町村によって、全国的にもそうなんですけれども、本当に意味のある遺跡か、全くありふれたものかす早く判断するシステムをつくって、それで対応する。本当に意味のある遺跡ならば一生懸命やるし、全くありふれてどこまであるようなものであるということがあれば、それは素早く切り捨てる。そういうことを一都道府県とか市町村とか実験的にやってみて、可能であれば全国的に適用していくとか、そういうのもかなり実際的には意味がある話じゃないかなと思いました。○宮内議長 ありがとうございます。

○森委員 この規制改革問題もそうなんですけれども、経済の活性化とか、ましてや財政再建とかにどういうふうに影響があるのかということについて、十分わかっていない方々が多いと思うんですが、例えば官製市場の活性化と言いますが、官業は税金を使いながら仕事をする。民業は税金を払いながら仕事をしているんです。ですから、官がやることをできるだけ民に移せば税金も増えるわけなんです。支出が減るわけなんです。こんな手っ取り早い財政再建方法はないわけなんで、こ

れをどんどん進めていくということに官庁が抵抗するのは当然だと思うんです。つまり、税金を使って仕事をするセクションですから、それは当然なんでしょうけれども、本当にどっちがやった方が効率的で、かつ公益的であるかということについて、全く今は対立状況で、特区づくりなどについては全く反対という対立点がはっきりしていまして、つまり、収益事業に教育は任せられないとか、医療は任せられないとかいうようなタイプのお話が多いんで、この辺を論点として、皆さんどしどしジャーナリズム等に対立点にはっきり話をしていくということが非常に大事じゃないか。余り踏み込んで発表してはいけないとかいろんなことがありますけれども、何を議論しているのかということはどんどんはっきりしていった方がいいんじゃないかと思います。 もう一つ付け加えて言えば、いつも言われていることですけれども、サプライサイドに立ってよかれということは、必ずしもコンシューマー側にとってよくないという、この対立点がどうも頑固に官庁側は、サプライ側の組織の上に乗っている。あるいはそれを使って動いているということで、これが対立点なんですが、コンシューマー側の代理が十分でないという意味があります。この点に関してこの委員会が仕事を果たしていくのかというふうに思います。この辺も大いに強調していくべきポイントなんだろうなと思っています。〇佐々木委員

これは適切かどうかわからないんですけれども、鈴木先生のおっしゃっていたような株式会社化、民営化ということがどんどん規制改革会議の中から大きなメッセージとして出ると、反対派とか居心地の悪い人というのは、結局、きちっと理解しないでという勿論、前提付きなんですけれども、会社がお金儲けをするのてはないかとか、そういう悪い方向を考えるわけで、そのもう一つの視点が、先ほど空港の環境アセスメントに2年、3年かかる。私は全然専門家ではないですけれども、例えば最低考えても、四季のことを考えれば、1年はどうしてもかかるんじゃないかなと思ったりするわけで、そういった視点、つまり、雇用の創出とか経済の活性化ということだけを短絡的に考えているのではないという当然のことをきちっとまとめなのか、一番初めかのところで、環境の問題とか人の心がどう豊かに成長するのかとか、そういうことがそもそも、結局、私たちの今のやっている要望の中では経済活性化であったり、雇用の創出という言葉に生まれ変わっているだけだと思うんですが、余計な心配を生み出さないために、長期的な配慮というのはすべきであると考えている姿勢はどこかに書いてあった方がいいのではないかなと思いました。

○森委員 何度も恐縮ですが、もう一つ言い忘れましたけれども、先ほどの事後チェックの問題ですが、法曹などもどちらの議論が結果的にいいかということを明らかにしていくべき問題だと思いますが、すべてしっかりした評価があって、それで結論が出されるべきなんで、特区問題は最後は評価をやったところと、やらないところとどっちがいいかということをはっきりするということが大事なんで、規制改革会議が評価会議なのかどうかよくわかりませんけれども、やらないならここでやるということをしっかり考えていくべきなんだろうと思います。

○宮内議長 ありがとうございました。

それでは、いろいろな御意見をちょうだいいたしましたが、本日の案文の審議ということはこの辺りで終わらせていただきます。

次回の23日が、この「中間とりまとめ」を決定する場ということでございます。それまでに今日お話 しのございました各論部分、最後の詰めを行っていただき、案文の表現につきましても、詰めていく ということになりますので、最後のとりまとめをするという立場上、いつものことでございますが、御担当のワーキング・グループの主査の方々に御努力いただくと。それにつきまして、まとめ方につきましては、私と主査との間でお話し合いをさせていただく。議長代理もまじえまして、御一任をちょうだいするということでよろしゅうございましょうか。そのようにさせていただきたいと思います。

先ほど言いました導入部分と全体構成等の内容につきましては、また御意見をちょうだいして、 それに入れ込みたいと思います。先ほどお話がございましたような全体的な考え方につきまして、 こういう考え方でやっているということにつきまして、外部に申し上げるということは当然必要だと思う と同時に、今日の細かい詰めのところは今日のところはまとまっておりませんので、お取り扱いにつ きましては、個別の問題につきましては、対外秘ということでよろしくお願いしたいと思います。

事務局の方から何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。